

△招 集

川越地区消防組合告示第九号

平成二十六年川越地区消防組合議会第四回定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年九月二十五日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十六年十月二日 午後一時
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十六年十月二日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

小野澤 康 弘 議員

本 山 修 一 議員 を指名する。

三、日程第五については、平成二十六年三月二十六日以降受理した監査結果を報告する。

四、日程第六以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

五、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、四の例により審議を行う。

なお、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第四回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十六年十月二日(第一日)午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第二百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 議案第一一号 平成二十五年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決

平成二十六年川越地区消防組合議会第四回定例会会議録

算認定について

日程第七 議案第二二号 川越地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を定めることについて

日程第八 議案第一三号 消防デジタル無線機器の取得について

△議場に出席した議員(二人)

第一番 山田 敏夫 議員 第二番 道祖土 証 議員

第三番 為水 順二 議員 第四番 三上喜久蔵 議員

第五番 桐野 忠 議員 第六番 片野 広隆 議員

第七番 関口 勇 議員 第八番 倉嶋美恵子 議員

第九番 高橋 剛 議員 第一一番 小ノ澤哲也 議員

第二二番 小野澤康弘 議員 第一三番 本山 修一 議員

△欠席議員(一人)

第一〇番 石川 智明 議員

△地方自治法第二百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 高田 康男

〃 風間 清司

会計管理者 今井 孝雄

消防局長 大久保 愛一郎

次長 柴崎 正治

〃 小林 久雄

〃 木村 圭夫

川越中央消防署長 岸田 隆

平成二十六年川越地区消防組合議会第四回定例会

川越西消防署長 高野 春雄
川島消防署長 島村 宏
総務課長 比留間 富雄
予防課長 笛木 清
警防課長 岸 康弘
救急課長 島村 昭仁
指揮統制課長 澤田 英司

△議場に出席した職員

書記長 佐藤 美智子
書記 利根川 晃
" 西村 政徳
" 大森 康孝

△開 会（午後一時十五分）

○三上喜久蔵議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十六年十月二日開会の川越地区消防組合議会第四回定例会の議会は成立しております。これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○三上喜久蔵議長 直ちに会議を開きます。日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。お諮りいたします。川越地区消防組合議会第四回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者がいる）

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第四回定例会の会期を本

日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○三上喜久蔵議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。
（西村政徳書記 朗読）

川消総発第八四八号

平成二十六年十月二日

川越地区消防組合議長 三上 喜久蔵 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について（通知）

平成二十六年本組合議会第四回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

- 一 平成二十五年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 二 川越地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を定めることについて
 - 三 消防デジタル無線機器の取得について
- 三上喜久蔵議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○三上喜久蔵議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。
地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者、監査委員より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第三号

平成二十六年九月二十五日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月二日午後一時開会の川越地区消防組合議会第四回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第八一三号

平成二十六年一〇月二日

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、平成二十六年本組合議会第四回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者	川合善明
副管理者	高田康男
〃	風間清司
会計管理者	今井孝雄
消防局長	大久保愛一郎
次長	柴崎正治
〃	小林久雄
〃	木村圭夫
川越中央消防署長	岸田隆
川越西消防署長	高野春雄
川島消防署長	島村宏

平成二十六年川越地区消防組合議会第四回定例会会議録

川消議会発第三四号

平成二十六年九月二十五日

川越地区消防組合監査委員 様

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月二日午後一時開会の川越地区消防組合議会第四回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消監収第二二号

平成二十六年十月二日

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵様

川越地区消防組合監査委員

出席通知書

要求により、平成二十六年川越地区消防組合議会第四回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

記

川越地区消防組合監査委員	戸口元夫
〃	高橋剛

総務課長	比留間 富雄
予防課長	笛木 清
警防課長	岸 康弘
救急課長	島村 昭仁
指揮統制課長	澤田 英司

平成二十六年川越地区消防組合議会第四回定例会

△日程第 四 会議録署名議員指名について

○三上喜久蔵議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。
会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

小野澤 康 弘 議員
本山 修 一 議員
以上二人の方を指名いたします。

△日程第 五 監査結果の報告について

○三上喜久蔵議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。
監査委員より、平成二十六年三月二十六日以降、本日まで九件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第四三号

平成二十六年三月二十六日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫

同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年度二月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

川消監発第四号

平成二十六年四月二十四日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫

同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）
地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年度三月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

川消監発第六号

平成二十六年五月二十三日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫

同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年度四月分（
出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に
関する報告を提出する。

川消監発第七号

平成二十六年五月二十三日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫

同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年四月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

川消監発第九号

平成二十六年六月二十三日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫
同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年五月分（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一〇号

平成二十六年六月二十三日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫
同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年五月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一二二号

平成二十六年七月二十三日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫
同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一七号

平成二十六年八月二十二日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫
同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二〇号

平成二十六年九月二十二日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合監査委員 戸 口 元 夫
同 高 橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第 六 議案第 一一号 平成二十五年川越地区消防組合一般会計歳入歳出

決算認定について

○三上喜久蔵議長 日程第六、議案第十一号 平成二十五年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第一一号

平成二十五年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、平成二十五年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成二十六年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。

（今井孝雄会計管理者登壇）

○今井孝雄会計管理者 ただいま上程となりました議案第十一号、平成二十五年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、平成二十五年川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。初めに二ページを御覧いただきたいと存じます。決算額総括表でございます。

予算現額は四十七億五千五百四十七万五千円でございます。歳入につきましては、調定額が四十七億四千九百九十九万九千三百一円、収入済額が四十七億四千三百一十三万一千円、収入未済額が九十三万八千円で、予算現額に対する決算額の割合は九十九・六八％でございます。

次に、歳出でございますが、支出済額が四十五億四千七百六十五万五千五百五十五円、不用額が二億七百八十一万九千九百八十五円で、執行率は九五・六三％となっております。

歳入歳出差引残額一億九千二百三十七万六千二百八十六円につきましては、翌年

度へ繰り越しをさせていただきます。

次に、十ページを御覧いただきたいと存じます。歳入歳出決算事項別明細書でございます。

初めに、歳入でございます。

一款分担金及び負担金、一項一目負担金でございます。収入済額が四十三億五千九百三十三万五千九百九十九円、消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町、それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費及び川越市の消防用地費からなる内容でございます。

次に、二款使用料及び手数料、一項使用料、一目消防使用料でございます。収入済額が八十一万三千八百七十七円で、内容は行政財産使用料でございます。

次に、二項手数料、一目消防手数料でございます。収入済額が五百四十四万四千五百十円で、内容は危険物製造所等設置許可申請等手数料などでございます。

次に、三款財産収入、一項財産運用収入、一目利子及び配当金でございます。収入済額が一万六千四百四十円で、内容は職員退職手当基金の積立金利子でございます。

次に、二項財産売却収入、一目物品売却収入でございます。収入済額が五十二万五千円で、内容は不用品売却収入でございます。

次に、四款一項一目繰越金でございます。収入済額が一億六千六百九十四万二千二百五十八円で、内容は、十二ページに移らせていただきます。前年度剰余金でございます。

次に、五款諸収入、一項一目預金利子でございますが、収入済額はございません。

次に、二項一目受託収入でございます。収入済額が九百二十九万九千四百五十四円で、内容は川越自警消防費、川島自警消防費及び川越水防費に係る受託収入でございます。

次に、三項一目雑入でございます。収入済額が一千三百五十九万三千九百三十三円、収入未済額が九十三万八千円で、収入済額の内容は、関越高速道路救急業務支弁金、消防基金支払収入などでございます。収入未済額の内容は、源泉所得税に係

る受託業者の返還金の滞納によるものでございます。

次に、六款一項組合債、一目消防債でございます。収入済額が一億六千四百六十万円で、内容は消防施設整備事業債でございます。

次に、七款県支出金、一項県補助金、一目消防費県補助金でございます。収入済額が百九万三千六百八十円で、内容は情報機器端末整備費補助金でございます。

次に、八款国庫支出金、一項国庫補助金、一目消防費国庫補助金でございます。収入済額が二千六百八十六万四千円で、内容は消防施設等整備費補助金でございます。

歳入合計でございますが、予算現額が四十七億五千五百四十七万五千円、調定額が四十七億四千九十六万九千三百一円、収入済額が四十七億四千三万一千三百一円、収入未済額が九十三万八千円となっております。

続きまして、歳出でございます。十四ページを御覧いただきたいと存じます。

一款一項一目議会費でございます。支出済額が五百二十二万二千二十七円で、内容は報酬及び旅費等の議世事務に係る経費でございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費でございます。支出済額が二百七十四万四千六百二十四円で、内容は報酬及び報償費等の一般管理事務に係る経費でございます。次に、二目公平委員会費でございます。支出済額が六万二千七百六十円で、内容は報酬及び旅費の公平委員会事務に係る経費でございます。次に、

二項一目監査委員費でございます。支出済額が三十五万九千四百七十四円で、内容は報酬及び旅費等の監査事務に係る経費でございます。

次に、三款消防費、一項一目常備消防費でございます。支出済額が四十億二千七百五十三万一千四十三円で、内容は給料、職員手当等、十六ページに移らせていただきます。共済費、備品購入費及びその他常備消防の事務全般に係る経費でございます。

次に、二十六ページに移らせていただきました。二目常備施設費でございます。支出済額が六千四百七十七万三千八十八円で、内容は委託料、使用料及び賃借料、

工事請負費等の常備消防の施設管理に係る経費でございます。

次に、二項非常備消防費、一目川越非常備消防費でございます。支出済額が九千六百三十六万九千五百八十二円で、内容は報酬、共済費、旅費、二十八ページに移らせていただきました。備品購入費等の川越市消防団に係る経費でございます。

次に、二目川島非常備消防費でございます。支出済額が二千五百八十一万二千八百八十六円で、内容は報酬、共済費及び旅費等の川島町消防団に係る経費でございます。

三十ページに移らせていただきまして、三項水利施設費、一目川越水利施設費でございます。支出済額が一億八百三十五万六千四百六十四円で、内容は工事請負費及び負担金等の川越市水利施設の管理及び増設に係る経費でございます。

次に、二目川島水利施設費でございます。支出済額が二百七十七万六千五百二十八円で、内容は負担金等の川島町水利施設の管理に係る経費でございます。

次に、四項自警消防費、一目川越自警消防費でございます。支出済額が三百四十三万二千七百四十円で、内容は三十二ページに移らせていただきまして、補助金等の川越市自警消防隊に係る経費でございます。

次に、二目川島自警消防費でございますが、支出済額が二百六十七万三千百十六円で、内容は川島町自警消防団に係る補助金でございます。

次に、五項水防費、一目川越水防費でございます。支出済額が三百十万三千五百九十八円で、内容は共済費、旅費及び交付金等の川越市水防団に係る経費でございます。

次に、四款一項公債費、一目元金でございます。支出済額が一億八千八百五十四万七千四百八十三円で、内容は組合分元金償還金でございます。

三十四ページに移らせていただきました。次に、二目利子でございます。支出済額が一千五百九十九万三千二百円で、内容は組合分利子償還金でございます。

次に、五款一項一目予備費につきまして、支出済額はございません。以上によりまして、歳出合計でございますが、予算現額が四十七億五千五百四十

七万五千元、支出済額が四十五億四千七百六十五万五千五百円、不用額が二億七百八十一万九千九百八十五円となっております。

以上、御説明申し上げた内容が四ページから九ページの歳入歳出決算書といたしましてまとめさせていただいたものでございます。

なお、三十六ページ以降にお示しをさせていただきます実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、別冊で配布させていただきました決算資料及び主要な施策の成果に関する説明書等を御高覧の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。平成二十五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

(戸口元夫監査委員登壇)

○戸口元夫監査委員 御指名をいただきましたので、平成二十五年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算について、審査結果の概要を御説明申し上げます。

なお、その内容につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。

本決算について決算書等を慎重に審査いたしましたところ、いずれも法令に基づき適正に作成されておりました。また、その内容についても、計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い良好に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されておりました。

初めに、当年度の決算額について申し上げます。

歳入の合計は四十七億四千三万一千円で、前年度に比べ〇・九%増加しております。また、歳出の合計は四十五億四千七百六十五万五千円で、前年度に比べ〇・四%増加し、差し引き残額は一億九千二百三十七万六千円となっております。

次に、当年度に施行された事務事業について申し上げます。

消防行政を取り巻く環境は、都市化の進展によって建物の大規模化・高層化等による生活環境の変化、高齢化、核家族化等の社会環境の変化によりますます複雑多様化しております。このような状況にあつて、当年度も種々の施策が施行され、一

定の成果を上げたところであり、その主なものは次のとおりであります。

常備消防においては、川越中央消防署高階分署外壁等改修工事を初めとして、各消防署の施設・設備の改修等を実施されるなど、消防施設及び作業環境の改善が図られました。

また、車両整備計画に基づき、新たに化学消防ポンプ自動車、高規格救急自動車など計五台が更新整備され、消防力、救命活動の強化が図られました。

次に、非常備消防においては、車両の更新整備、消防団員の資質向上を図るための各種教育訓練が実施されたところです。地域に密着した消防団員の活動は、災害発生時にみずからの地域を守るという信念のもと、住民の安全・安心に大きく貢献しており、継続的な団員の確保に努められるよう要望いたしました。

また、今後も救急業務の社会的な需要は大きくなることと考えられることから、引き続き救急救命士を初めとする救急隊員の養成及び能力の向上に積極的に取り組むとともに、救急業務体制の強化が図られるよう要望いたしました。

自然環境や社会環境の変化に伴って災害も大規模化、多様化してきていると考えられることから、何事にも速やかに活動ができるよう、常時の準備と訓練を通じて非常時には迅速かつ適切な対応を図ることは重要なことであると考えます。

最後になりますが、今後とも火災、救助、救急等に迅速かつ適切に対応するため、消防組織と施設等のさらなる充実を図り、地域住民の生命と財産の保護に努められるよう要望した次第であります。

以上、はなはだ簡単ではありますが、平成二十五年度川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○三上喜久蔵議長 以上で、提案理由の説明並びに監査委員の審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

片野広隆議員。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 一般会計の歳入歳出決算について、何点か確認だけさせていただきますかと思っております。

歳入の非常備消防費の中で、消防団の活性化を図るため消防団本部及び各分団に活性化交付金を交付されたという資料がございます。まず、川越地区消防組合が考える消防団の活性化とはどういったことをお考えになられているのか、どういった消防団を目指していらっしゃるのか、お伺いさせていただきますかと思っております。

あわせて、構成市町である川越市、川島町でも同じだと思っておりますが、各種団体に補助金や交付金を交付するとき、その支出根拠となる条例なり規則なり交付要綱というものがきちんとして整備されているかと思っております。今回、川越地区消防組合が各消防団に交付された活性化交付金については、どのような交付根拠に基づいて支出がなされているのかどうか。まず、その交付根拠となるものがあるかどうかですね。あるのか、ないのか。あれば、それを示していただき、なければ、どういった支出根拠に基づいて支出されたのか、お伺いをさせていただきます。

あわせて、いただいた資料ですと、川越市の消防団に三百九十万円、川島町の消防団に百五十二万円の交付が行われていますが、各団本部、各分団に対する交付額はどのような状況になっているのか。

先ほど来申し上げましたが、構成市町の川越市、川島町も補助金や交付金を交付した際、その補助金、交付金がどのように使われたのかという報告を徴取しているかと思っております。今回、この活性化交付金を交付し、どのような使途内容で使われたのか。実績報告をきちんと徴取しているのかどうか、お伺いをいたします。また、その報告書の中身についてはどのような使途内容になっていたのか、あわせてお伺いさせていただきます。

(比留間富雄総務課長登壇)

○比留間富雄総務課長 御答弁申し上げます。

平成二十六年川越地区消防組合議会第四回定例会会議録

まず初めに、消防団の活性化とは具体的にどういったことを考えているのかについてでございますが、消防団の活性化とは、災害対応力のある組織の確立、消防団の施設・装備の充実、消防団員の確保と処遇改善、教育訓練の充実、地域との連携等であるというふうに考えております。

次に、条例、規則、要綱などの交付根拠についてでございますが、消防団活性化交付金の支出については、条例、規則、要綱等の根拠は現在ございません。消防団にかかわる経費は市町の個々の経費であることから、市町個々の非常備消防費の予算の範囲内で定めた額を決議によって現在支出しております。

次に、本部及び各分団に対する交付額についてでございます。川越市消防団は団本部三十万円、一個分団三十万円、十二個分団、合計三百九十万円でございます。川島町消防団は団本部二十万円、一個分団二十二万円、六個分団、合計百五十二万円でございます。

次に、実績報告の徴取でございます。実績報告については、徴取をさせていただいております。

さらに、交付金使用実績の内容についてでございますが、主な使途といたしましては、運営活動費といたしまして、会議の開催、火災予防運動の実施、車庫等の維持管理等にかかわる経費、団員確保対策費といたしまして、新入団員確保のためにかかわる経費、自主活動費といたしまして、地域行事等の警戒等への参加、自主防災組織の育成指導・研修・視察等にかかわる経費が主なものとなっております。

以上でございます。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 それぞれお答えをいただき、ありがとうございます。

具体的にどういったことを考えているのかという点については、施設の改善、処遇改善、地域との連携等々という例を挙げていただきました。

一方で、支出の根拠となる条例規則、要綱については整備されていないというお答えもいただきました。これまでは決裁による支出であるというお話をいただきま

したが、基本的にはこういった補助金、交付金についてはきちんとした支出根拠を定めた上で交付金を支出していただくというのが通常のやり方であろうかと思えますので、今後、この活性化交付金要綱等の策定についてどのような考えを持たれているのかどうかについて、最後一点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

(柴崎正治次長登壇)

○柴崎正治次長 消防団活性化交付金要綱の策定についてということで、御答弁させていただきます。

消防団活性化交付金は、当該年度毎の決裁により、川越市消防団及び川島町消防団の消防団活性化計画に基づく消防団活性化事業のうち、地域の実情に応じた処理が必要な事業に対して交付するものであります。

事業の重要性及び今後の継続性から交付金交付要綱を整えておく必要があることから、支出の根拠をさらに明確にするため今年度消防団活性化交付金交付要綱を策定し、今後これにより支出するものとしております。

以上でございます。

○三上喜久蔵議長 他に御質疑ありませんか。

本山修一議員。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 前議員に引き継ぎまして、議案第十一号、平成二十五年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定議案について、全体的なことを聞く機会がなかなかないものですから、決算の機会にお聞きしていきたいというふうに思います。

主要な施策の成果を読ませていただきました。はしご車の分解整備だとか、ポンプ車の更新整備というのを挙げられて、また、救急救命士の養成だとかさまざまな消防力。まず救急業務の強化が昨年度も図られてきているわけですが、いわゆる国の消防力の基準に対して、消防局の整備指針で定める基準消防力にかかわる到達状況について、この機会にお伺いしておきたい。全部というところは大変なところになりますから、逆にこの基準消防力に達していないもの、さまざま項目がある

と思うのですけれども、こういったものがあるのか。これが第一点目です。お伺いいたします。

二点目は、消防車両整備についてお伺いいたします。消防車両整備計画はどういうふうになっているのか、現状は計画に対してどれぐらいの整備状況になっているのか、お伺いいたします。

三点目が、消防水利。一番大切な放水する際のもとなるさまざまな消火栓だとか防火水槽、公的・私的、自然の池だとかいろいろあるのですけれども、こういったものが現状どういう整備状況になっているのか。二十五年度の到達で結構ですので、各種別ごとに、設置箇所数、また容量などについてどういうふうになっているか、お伺いいたします。

四点目は、救急高度化の推進についても常備消防費の中でも資質の向上を図ったというふうに、先ほど申し上げたとおりさまざま養成が行われております。救急救命士の養成及び生涯教育を実施し、資質の向上を図ったというふうに報告されておりますけれども、養成目標はどういうふうになっているのか、さらにその到達はどういうふうになっているのか、お伺いいたします。

五点目は、消防施設の耐震対策。二十五年度も幾つかの施設の整備も図られているようにすけれども、必要な庁舎の整備が耐震の対応がされてきたのか。あるいは、耐震改修計画が現状どうなっていて、どういうふうになったか。この辺もお伺いしておきたいと思えます。

さらに、平成二十五年、火災も放火がトップというふうに不審火もかなりふえておりますけれども、この火災のうち延焼火災の件数はどれぐらいになっているのか、お伺いしておきたいと思えます。

七点目は、いわゆる通報などの覚知から出場して火災現場まで到着に要した平均時間と最長時間については、平成二十五年でどういうふうになっているのか、お伺いしておきたいと思えます。

さらに、通報を受けて、覚知から鎮火の時間ですね。鎮火というのは完全に火を

おさめてしまう。少しでも火があると、それは鎮火にならないですよ。いわゆる鎮火までの平均時間と最長時間について、平成二十五年度はどういうふうになっているのか、この辺を一回目にお伺いしておきたいと思えます。

以上です。

(比留間富雄総務課長登壇)

○比留間富雄総務課長 所管事務につきまして、御答弁申し上げます。

初めに、消防力の整備指針で定める基準消防力にかかわる到達状況についてでございますが、当消防組合の消防力の基準は、消防庁告示の消防力の整備指針をもとに算出したものでございまして、基準消防力に到達していないものにつきましては、署所で基準署所数十二署所に対して現有八署所、充足率六十七％。消防車両で、消防ポンプ自動車が基準台数二十四台に対して現有十六台、充足率六十七％、救急車が基準台数九台に対して現有八台、充足率八十九％、指揮車、基準台数四台に対して現有一台、充足率二十五％。人員で、基準人員六百四十五名に対して、本年四月一日現在四百四十五名、充足率六十九％となっております。

なお、非常備消防につきましては、川越市消防団の消防車両等の数にわずかな不足と、団員数につきましても川越市消防団並びに川島町消防団ともわずかな不足を生じている状況でございます。

次に、耐震対策が必要な消防庁舎と耐震改修計画についてでございます。

当消防組合におきましては、昭和五十六年以前に建築したいわゆる旧耐震基準の消防庁舎は三庁舎ございます。昨年度実施しました大東分署の耐震診断調査を最後に全ての耐震診断が完了しております。

大東分署の診断結果につきましては、耐震性能をあらわすI s値で一・二三という診断結果となり、耐震判定会議から耐震補強の必要がない建物というふうに判定を受けております。

また、高階分署につきましては、平成二十年度に耐震改修工事を完了しております。

消防局川越北消防署につきましては、耐震診断の結果、新耐震基準と同程度の耐震性能を有しているというような結果が出ておりますけれども、防災拠点としての基準には満たないということから、移転等を含めた検討をしているところでございます。そのため、施設の耐震改修計画は現在ございません。

以上でございます。

(岸 康弘警防課長登壇)

○岸 康弘警防課長 所管事務につきまして、御答弁申し上げます。

初めに、消防車両の整備計画につきましては、当消防組合で定めております車両更新基準及び自動車NOx・PM法並びに車両の使用状況等を含め、策定しております。

消防車両の整備状況につきましては、おおむね整備計画に沿って更新整備を行っている状況でございます。

なお、平成二十五年度の整備車両につきましては、常備車両では川越北消防署及び大東分署の化学消防ポンプ自動車、南古谷分署及び川越中央消防署の高規格救急自動車並びに川越北消防署の広報車の計五台を、非常備車両では川越市消防団古谷分団及び山田分団の消防ポンプ自動車二台を計画に基づき、更新整備してございます。

また、今年度につきましては、常備車両では川越中央消防署のはしご付消防自動車一台、非常備車両では川越市消防団第三分団及び名細分団の消防ポンプ自動車二台の更新整備を進めているところでございます。

次に、消防水利の整備状況についてでございます。消防水利とは、総務省消防庁勧告による消防水利の基準に基づき、防火水槽、消火栓、プール、井戸、防火栓、河川等がでございます。

平成二十五年度までに、防火水槽は、川越市に千七百三十一基、川島町に二百十六基、合計千九百四十七基整備されております。なお、防火水槽の内訳につきましては、公設が千七十六基、私設が八百七十一基でございます。また、防火水槽の容

量につきましては、二十立方メートル未満が八十五基、二十立方メートル以上四十立方メートル未満が五百五十四基、四十立法メートル以上が千三百八基でございます。

消火栓につきましては、川越市上下水道局、川島町上下水道課と整備について調整を図り、川越市に五千四百三十五基、川島町に四百九十八基整備されております。プール、井戸、防火栓につきましては、当消防組合で整備した実績はございませぬが、当消防組合で把握しているプールは、川越市に八十三基、川島町に九基、井戸は、川越市に四十一基、川島町にはございませぬ。防火栓は、川越市に百四十七基、川島町にはございませぬ。

次に、平成二十五年度の消防水利整備状況につきましては、川越市大字野田地内の月吉汚水中継ポンプ場内に容量四十立方メートルの耐震性を有した防火水槽を一基設置してございます。なお、川島町の設置はございませぬ。

また、平成二十五年度は、民間企業等により川越市に容量六十立方メートルの防火水槽二基、容量四十立方メートルの耐震性を有した防火水槽六基が設置され、川島町においても容量四十立方メートルの防火水槽一基が設置されております。そのうち容量四十立方メートルの耐震性を有した防火水槽二基が川越市に帰属となっております。

消火栓につきましては、川越市上下水道局、川島町上下水道課と調整を図り、川越市に二十基設置してございます。なお、川島町につきましては消火栓の設置はございません。

以上でございます。

(島村昭仁救急課長登壇)

○島村昭仁救急課長 所管する事務につきまして、御答弁申し上げます。

救急救命士の養成計画と到達状況についてでございますが、救急隊員として運用する救急救命士の配置基準数につきましては、救急救命士の長期研修または長期休暇等により現場から離れる場合においても、救急救命士が常時二名以上乗車できる

態勢を維持するため、救急高度化推進計画において四消防署四消防分署合わせて五十六名以上と定めております。この配置基準数を満たすため、救急救命士養成計画に基づき、毎年二名の新規養成を継続的に進めていく計画となっております。

また、平成二十六年十月一日現在の到達状況でございますが、救急隊員として運用している救急救命士数は五十名で、配置基準数五十六名に対する充足率八十九・三％でございます。

以上でございます。

(澤田英司指揮統制課長登壇)

○澤田英司指揮統制課長 所管部分につきまして、御答弁申し上げます。

平成二十五年中の火災についての御質疑でございます。まず、延焼火災がどれくらいかについてでございますが、百三十三件発生した火災のうち建物火災が七十件でございます。そのうち火元建物以外に延焼建物がある火災が十六件で、その割合は約二三％でございます。

次に、現場到着までに要した平均時間と最長時間についてでございます。出場指令から最先着隊が現場到着するまでに要した時間につきまして、平均時間につきましては五分四十二秒、最長時間につきましては十二分でございます。

次に、鎮火までの平均時間と最長時間についてでございます。建物火災で最先着隊が現場到着してから鎮火までに要した時間について申し上げますと、平均時間につきましては一時間六分、最長時間につきましては五時間四十三分でございます。

以上でございます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 それぞれお答えをいただきました。

全般的な質疑でお時間をとらせましたけれども、まず基準消防力に到達していないものについてそれぞれこれを指摘すると時間がかかるわけですが、指揮車が一台しかないということはいろいろな支障があるのではないかと、いふうに思います。こういった署所の数というのは、今後の計画をもって取り組んでいかなければなら

ないと思うのですが、こういう消防力を国の求める基準を達成するためにどういう計画、方針のもとに今後取り組まれていくのか、この辺だけ御答弁いただきたいと思えます。

さらに、救急救命士については現在五十人で、配置基準数五十六に対して充足率は八十九・三％。今後も救急救命士養成計画に基づいて毎年二人を継続養成していく計画でいるという趣旨の御答弁もありました。これは、今後、救命を図る非常に重要な取り組みだと思っております。

さらにお伺いしておきますけれども、気管挿管だとか薬剤投与などの新たな救命措置や新基準でいう心肺蘇生法にかかわる訓練用資機材の整備計画、整備状況についてはどういうふうに関心考えられているのか。国の求める一つの基準に照らして、今後、どういうふうになされていくのか、お伺いいたします。

さらに、防火対象物及び危険物施設、川越市内、工業団地もありますし、劇場等人の集まる集会施設とか、そういったところのそれぞれの数ですね。指導の概要。どういう指導がされているのか。毎年義務づけられているのですけれども、その追跡指導、査察、立入検査の状況については、概略で結構ですので、どういう状況になっているのか、二十五年度についてお伺いしておきたい。

これからは、確かに対象が多くて、職員の数は決まっているわけですから、対応に苦慮されていると思うわけですが、今後、どういうふうに対応されていくのか。一年に一回、あるいは三年に一回というケースもあるかと思うのですけれども、この辺についてはどういうふうにご考えて取り組まれていくのか、お伺いしておきたいと思えます。

さまざまお聞きしたのですけれども、防火対象物定期点検報告制度にかかわる統計状況について、どういうふうになっているか、お伺いしておきたい。

それから、消防隊、救急隊における目標到着時間。国のほうでも平均の時間が決まっているわけですが、どういう状況になっているのか。二十五年度で結構ですので、お伺いしておきたいと思えます。

以上です。

○三上喜久蔵議長 暫時休憩いたします。

午後二時十一分 休憩

午後二時十七分 再開

○三上喜久蔵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(笛木 清予防課長登壇)

○笛木 清予防課長 所管務につきまして、御答弁申し上げます。

初めに、防火対象物の数、指導の概要とその追跡指導及び査察、立入検査の状況についてでございます。

管内の防火対象物につきましては、平成二十六年三月三十一日現在、七千九百九十五事業所でございます。

平成二十五年度の立入検査実施状況でございますが、千五百九十事業所に実施しております。この検査数は消防法第四条に定める立入検査のほか、防火対象物の使用前検査、消防用設備等の完成検査等を含んだ数字でございます。

このうち消防法第四条に定める立入検査は千二百八十四事業所でございます。検査結果の内訳といたしましては、指摘事項のないものが四百五十六事業所、三十五・五％、何らかの指摘があったものが八百二十八事業所、六十四・五％となっております。

主な指摘内容でございますが、避難施設の管理等の防火管理面の指摘が四十四・三％、消火設備の指摘が三十五・一％、警報設備の指摘が二十六・七％、避難設備の指摘が三十四・五％で、いずれも軽微な違反であり、即時改修、もしくは改修計画報告書の提出を求め、違反是正の早期改善を指導いたしました。

平成二十五年度の防火対象物の立入検査の実施率につきましては、十六・一％となっております。平成二十五年度版消防白書によりますと、平成二十四年度の立入検査実施率の全国平均は二十二・一％となっております。

次に、危険物施設の数、指導の概要とその追跡指導の査察、立入検査の状況でございます。

平成二十六年三月三十一日現在の危険物事業所数は三百六十三事業所で、このうち平成二十五年度は百二十六事業所の立入検査を実施いたしました。

立入検査を実施しました百二十六事業所のうち指摘事項のないものが三十八事業所、三十・二%、何らかの指摘があったものが八十八事業所、六十九・八パーセントとなっております。

主な指摘内容でございますが、危険物の貯蔵・取り扱いの維持管理に係るものが二十三・二パーセント、建物等の構造・設備の維持管理に係るものが三十九・四パーセント、予防規定に係るものが十八・七パーセント、設置者、危険物取扱者に係るものが十四・一パーセントで、即時改修もしくは改修計画報告書の提出を求め、違反状況の早期改善を指導いたしました。

平成二十五年年度の危険物事業所への立入検査の実施率につきましては、三十四・七パーセントとなっております。

今後の対策につきましては、防火対象物への立入検査にあつては、交代制勤務員による立入検査の充実等の検査執行体制の拡充を進めるとともに、危険物施設への立入検査にあつては、効果的かつ重点的な検査項目を取りまとめ、実施率の向上と違反是正の推進に努めてまいります。

続きまして、防火対象物定期点検報告制度等に係る届け出状況についてでございます。

消防法第八条の二の二の規定に基づく防火対象物点検が必要となる防火対象物数は、平成二十五年三月三十一日現在、当消防組合管内に二百三十八事業所ございました。このうち百十一事業所から百五十九件の点検結果の報告がございました。届け出率は四十六・六パーセントでございます。

また、消防法第八条に基づく防火管理者の選任が必要となる防火対象物数は、平成二十五年末現在で、当消防組合管内に三千四百五十九事業所ございました。こ

のうち防火管理者を選任し、届け出のあった防火対象物は二千四百五十三事業所でございました。届け出率は七十・九パーセントでございます。

以上でございます。

(柴崎正治次長登壇)

○柴崎正治次長 基準消防力を達成するための今後の計画について、御答弁申し上げます。

現在、消防力適正配置調査を業務委託し、多角的な観点から現有消防力の分析・評価を進めているところでございます。その調査結果をもとに、本組合における適正な消防体制の整備方針、消防力、消防署所の配置方針を現在策定中の消防基本計画に組み込み、整備していきたいと考えております。

以上でございます。

(小林久雄次長登壇)

○小林久雄次長 気管挿管、薬剤投与などの新たな救命処置及び新基準での心肺蘇生法にかかわる訓練用資機材の整備計画と整備状況について、御答弁申し上げます。

救急救命士の処置拡大に伴い救急救命士法施行規則の一部が改正され、平成二十三年八月、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管が可能になったことを受け、救急自動車の車両更新にあわせて、高度救命資機材でありますビデオ喉頭鏡を六台購入・積載しており、未積載の四台の救急車につきましては、ビデオ喉頭鏡整備計画に基づき、平成二十七年以降以降順次整備を進めてまいります。

また、平成二十六年四月からは、心肺機能停止前静脈路確保及び輸液、血糖測定並びにブドウ糖投与の二処置が医師の指示を受け、可能となり、今後、これらの処置が行える救急救命士の養成とあわせて資機材の整備を図ってまいります。

また、救急訓練資機材の整備のうち高度救急処置シミュレーター人形につきましては、平成二十一年度に総務省消防庁から一体の無償貸与を受け、全ての消防署及び分署に配置しましたが、救急業務に従事する救急救命士の増加に伴い訓練回数も増加し、また、老朽化によります修繕費用の増加等のことから、高度救急処置シミ

エレーター人形整備計画に基づき更新整備を図ってまいります。

普及講習に使用します資機材の整備につきましては、救急高度化推進計画に基づき整備を進めているところでございますが、平成二十六年十月一日現在の整備状況を御説明申し上げます。

訓練用人形は成人用三十五体、小児用六体、乳児用六体、訓練用AEDトレーナーは二十台でございます。今回の改正でより質の高い心臓マッサージの重要性が強調されていることから、平成三十一年度までに各種訓練用人形及びAEDトレーナー等を整備する計画でございます。

以上でございます。

(木村圭夫次長登壇)

○木村圭夫次長 御答弁申し上げます。

消防隊及び救急隊における目標到着時間でございます。

初めに、消防隊につきましては、総務省消防庁が示す消防力の整備指針において、住宅火災は火元建物一棟の独立火災にとどめ、隣接する建物への延焼阻止を目的としており、消防ポンプ自動車の出場から現場到着までの時間は四分三十秒で、現場到着時から放水開始まで二分の計六分三十秒としております。これにつきましては、延焼防止の観点から、この時間帯がおけると延焼率が急に高くなり、火災による被害が拡大することによるものでございます。

このようなことを踏まえ、当消防組合といたしましても、この四分三十秒を目標とし、通常業務において管内の建物・道路状況を的確に把握するとともに、消防活動訓練を通じて一秒の短縮の努力を重ね、どのような災害においても迅速、的確、そして効果的な消防戦術を展開することを図ってまいります。

次に、救急隊につきましては、国が示す統計報告では、入電から現場到着時までには統計がございませんので、平成二十四年の当消防組合の平均は八・七分であり、全国平均は八・三分であることから、入電から現場到着時までの間で短縮でき

る箇所等をさらに精査し、短縮化を図ってまいります。

以上でございます。

○三上喜久蔵議長 他に御質疑ありませんか。一質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決定いたしました。

△日程第七 議案第一二二号 川越地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める

る条例を定めることについて

○三上喜久蔵議長 日程第七、議案第十二号、川越地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一二二号

川越地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を定めることについて

川越地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のとおり定める。
平成二十六年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。
(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第十二号、川越地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、消防組織法の一部が改正され、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を各市町村の条例において定めることとされたため、本条例を制定しようとするものでございます。

制定の内容でございますが、第一条につきましては制定の趣旨を、第二条につきましては消防長の資格を、第三条につきましては消防署長の資格をそれぞれ定めようとするものでございます。附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第八 議案第一三三号 消防デジタル無線機器の取得について

○三上喜久蔵議長 日程第八、議案第十三号、消防デジタル無線機器の取得についてを議題といたします。

議案第一三三号

消防デジタル無線機器の取得について

次のとおり消防デジタル無線機器を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十六年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程となりました議案第十三号、消防デジタル無線機器の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

川越市消防団が現在使用しているアナログ無線機器は平成十年四月に整備し、これまで十六年間使用しておりますが、平成二十八年五月を期限とする消防無線デジタル移行への対応を図るため、今回、整備しようとするものでございます。

主な機器といたしましては、車載型移動局無線機、可搬型移動局無線機、携帯型移動局無線機等でございます。

取得の方法でございますが、平成二十六年八月八日、三社による指名競争入札を執行した結果、落札業者の沖電気工業株式会社統合営業本部官営本部と消費税等を含め、三千六十七万二千円で契約しようとするものでございます。

取得概要及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。
以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 以上で提案理由の説明は終わりました。
申し上げます。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△追加議案提出

○三上喜久蔵議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書
を書記をして朗読いたさせます。

(西村政徳書記 朗読)

川消総発第八四九号

平成二十六年十月二日

川越地区消防組合議会議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

追加議案の提出について(通知)

平成二十六年本組合議会第四回定例会に、次の議案を追加提出いたします。

平成二十六年川越地区消防組合議会第四回定例会会議録

記

一 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

△日程追加

○三上喜久蔵議長 お諮りいたします。ただいま追加になりました一件を日程第九として日程に追加し、これを議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第九 同意第一号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○三上喜久蔵議長 日程第九、同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求め
ることについてを議題といたします。

同意第一号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二
項の規定により、議会の同意を求めらる。

川越市大字並木二百二十四番地

清 水 昇

昭和二十四年九月六日生

平成二十六年十月二日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(管理者)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員小倉隆明氏が、本年十月十四日をもって任期満了となりますので、その後任者の人選に努めてまいりましたところ、ここに清水昇氏を本組合公平委員会委員の適任者と認めるに至りましたので、地方公務員法第九条の二、第二項の規定により議会の御同意を求めます。

同氏は、昭和二十四年生まれで、川越市大字並木に御在住であります。昭和四十八年に川越市に就職され、平成二十二年三月に退職されるまでの間、健康福祉部福祉課長、市民部参事、都市計画部副部長、市民部長等を勤められた人格が高潔で、かつ深い識見を有している方です。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件の採決を行います。

本件を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△日程追加

○三上喜久蔵議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第十として日程に追加し、これを議題とし、実施したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十として日程に追加し、これを議題とすることに決定いたしました。

△日程第一〇 一般質問について

○三上喜久蔵議長 日程第十、一般質問についてを議題といたします。

通告順に発言を許します。

本山修一議員。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 九月十三日夕方発生した久保町建物火災について、何点かお伺いいたします。

この火災は、いわゆる七曲りという非常に道路が入り組んで、住宅密集地域です。私もちょうど自宅におりましたら、火事だということで物すごい煙も立ち上がっていましたので、現地に行きました。既に消防車両があつた七曲りの細いところに入り込んで消火活動を懸命にされていたのを、停止線の外から私も見させていただきました。

そこで一点目は、この久保町建物火災については、一一九番通報を受信して各署消防団から現場到着まで、いわゆる覚知から現場到着までの時間についてはどれぐらいかかっているのか。各消防分団、消防署からの出動はそれぞれの車両によって違いますけれども、車両が到着したことに、一番早い順番から教えていただきたいと思ひます。

次に、この非常に狭い入り組んだ七曲りの三久保と久保町の道路境の久保町分

ら発生しているわけですが、鎮火に至るまでの時間はどれくらいかかったのか。私も現地で見させていただいて、その後物すごい豪雨に見舞われていたわけですが、この鎮火にどれくらいかかっているのか、お伺いしておきたいと思えます。

今日、各地で不審火などが頻繁に発生しております。今回の久保町の建物火災については、原因の調査が消防及び警察関係機関で続けられておりますけれども、現在までの調査結果はどういうふうになっているのか、お伺いしておきたい。

また、この住宅密集地域で発生した火災で延焼に及んだというふうに私も後で聞いておりますけれども、現地も見させていただいておりますけれども、どういう損害が及んだのか。延焼件数だとか、死傷者等、損害額まではまだわからないと思うのですけれども、こういった点について、わかる範囲でお伺いしておきたいと思えます。

覚知から消防車両。さまざまな機能別の車両が現地にずっと並んでおりました。各署、各消防団が機能別車両を小さくさまざま出場されておりますけれども、どういう車両が現場に何台出動されたのか、お伺いしておきたいと思えます。

この久保町で発生した火災、先ほど来申し上げた非常に消火困難地域だというふうに思うのですけれども、改めて振り返ってみますと、どういう消火活動体制で臨まれたのか。私が停止線の外から見ている範囲では、三久保と久保町の道路にとまった車両一台が北側から建物火災のところ放水している部分だけしか見なかったのですけれども、後ほど聞きますと南側、久保町の県道川越日高線のほうからも放水が行われたようですが、どういう消火活動体制で行われたのか、この辺をお伺いしておきたいと思えます。

(澤田英司指揮統制課長登壇)

○澤田英司指揮統制課長 所管部分につきまして、御答弁申し上げます。

まず、通報を受けてから現場到着までの時間についてでございます。最先着隊となりました指揮隊が六分で現場到着しております。続いて、川越北消防署消防小隊

が八分、川越中央消防署消防小隊が十分、高階分署消防小隊が十二分、南古谷分署消防小隊が十六分でそれぞれ現場到着しております。

次に、鎮火に至るまでの時間についてでございます。最先着隊が現場到着してから二時間三十二分で鎮火しております。

次に、火災原因調査の調査結果についてでございます。現場での実況見分及び関係者等からの状況聴取などが終了し、現在、火災調査書類の作成作業を実施しております。出火原因の判定につきましては、放火、電気系統など、本火災発生の出火原因として考えられるあらゆる原因を視野に入れ、判定作業を実施しているところでございます。

次に、損害についてでございます。焼損棟数につきましては、火元建物一棟が全焼し、延焼した建物四棟のうち一棟が半焼、一棟が部分焼、二棟がぼやで、本火災で焼損した建物は五棟でございます。

り災の状況につきましては、火元建物に罹災世帯棟はなく、延焼した建物で全損が一世帯四人、小損が二世帯四人の計三世帯八人が罹災しております。

負傷者等につきましては、本火災では発生しておりません。損害額につきましては、現在、調査中でございます。

次に、消防車両の出動状況についてでございます。消防局指揮車が一台、調査車が一台、川越北消防署消防車が二台、救急車が一台、川越中央消防署消防車が二台、救助工作車が一台、南古谷分署消防車が一台、高階分署消防車が二台の計十一台が出場しております。

以上でございます。

(木村圭夫次長登壇)

○木村圭夫次長 御答弁申し上げます。

消火活動体制につきましては、消防隊として最先着した川越北消防署隊は出火建物の北西に位置する消火栓に部署し、出火建物の北西側及び北東側に放水しております。次に、川越中央消防署隊は出火建物の東側に位置する消火栓に部署し、出火

建物の西側と東側に放水、さらに高階分署隊は出火建物の南西と南東に位置する二基の消火栓に部署し、出火建物の南側と南東側に放水し、包囲体系を確立し、消火活動を実施しております。

この火災で放水した筒先数は合計八口で、使用した水利は消火栓四基でございます。以上でございます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 それぞれ御答弁をいただきました。

この火災の連絡票については消防組合議員にも送信されていると思うのですけれども、第一報が九月十三日の十八時十八分に届きました。建物が炎上中ということ。災害地点案内図もいただいておりますけれども、当初、これは違ったお宅です。往々にして通報の場所だとかでこういうふうに表示され、断り書きがあるように、災害地点は画した段階時点で把握した地番で、実際の火災現場とは一致しない場合があります。これはこれで私も承知しているのです。

続いて、二報目の火災鎮火連絡票というファクスが送信されました。皆さんのところにも届いているかと思えます。かなり遅い時間ですね。二十二時二十一分。これを見ますと、十七時五十四分ごろ発生した建物火災については二十時三十分鎮火いたしました。鎮火までに二時間三十六分経過しております。

当初の第一報で送信された現場が明らかに違っているのです。私も現地を確認していますけれども、それが訂正されないまま送信されているのです。

火災の状況は、焼損状況にあつては、現在、調査中と、北消防署の担当の方から送られてまいりました。肝心のこの建物火災の現場が間違つたまま依然としてまだ訂正が入っていないのです。こういうことはまずいと思うのです。消防組合議員に間違つた情報のまま、往々にしてそれは一致しない場合があるというふうにも私も認識しましたけれども、消防が終わって、鎮火した時点で最終報告になるかと思うのですが、そういったときにはちゃんと訂正して、現地はここですよと明確にしてい

く必要があると思うのです。この辺はどういうふうに認識されているのか。今後、どういうふうに対応されるのか。大切なことですので、お伺いいたします。

二点目。二回目の火災連絡票には、先ほど申し上げたように、発生から二十時三十分に鎮火というふうには報告されています。私も現地を見させていただいて、停止線の外からですけども、火の勢いがおさまらないのです。放水が、私も当初は北側からだけかなと思つたら、後ほど聞いたら、南側のほうからも消火活動が行われたというふうには認識しましたけれども、一時間たつても衰えない。こういう火災というのは、私もびつくりしたのですけれども、先ほど御答弁あつたようにとうとう延焼が周辺に及んで、五棟が被害を受けた。空き家住宅が火元で、隣接されたお宅は全損ということで、部分的な被害も受けられていますけれども、この辺はもう少し消火の対応の仕方があつたのではないかと。

もともとこの七曲りというのは、川越でも消火困難区域というふうには消防組合の皆さんも御承知だと思います。きちつと位置づけた態勢をとられてきて、そこに出場される場合の最新の態勢を組んで消火活動に当たつておられるとは思いますが。消火栓の数もふえて、整備はされているのですけれども、消火栓をふやせばいいということではないです。消火栓をふやしても、水道管そのものに限界があります。この辺の消火体制を、今振り返つてみて、こういうものかなと。かなり消火時間を要してしまつた理由について、時間が経過して分析も出ているかと思うのですけれども、これもお伺いしておきたいというふうには思います。

消火困難地域での消火活動のあり方、対策については、以前から私も指摘を申し上げて、この場から発言をさせていただきましたけれども、改めて今回の火災を教訓に今後の川越市内、川島町もそういう場所もあるかと思うのですけれども、活動体制、消火困難地域に対する消火の体制をどういうふうに取り組みされていくのか、この辺をお聞きして二回目といたします。

(柴崎正治次長登壇)

○柴崎正治次長 組合議員皆様への火災連絡について、御答弁申し上げます。

組合議員皆様への火災連絡につきましては、本組合管内に発生しました建物火災について、火災の規模にかかわらず、火災連絡票で災害地点、覚知日時、消防隊到着時の状況等をファクシミリで御連絡させていただいております。

なお、災害地点につきましては、覚知した時点で把握した地番であり、実際の火災現場とは一致しない場合がありますので、今後は火災鎮火連絡票に実際の火災現場の地番を追記し、報告させていただきます。

以上でございます。

(木村圭夫次長登壇)

○木村圭夫次長 御答弁申し上げます。

鎮火までに時間を要する場合でございます。

初めに、火災における鎮火の定義につきましては、火災報告取扱要領により国が示しており、火災が鎮圧され、残火処理を実施し、再燃のおそれなくなった状態とされております。当消防組合では、現場の最高指揮者が警防規程に定める残火処理チェックカードに基づき、建物の天井裏・床下・壁の内部及び収容物のたんす・畳・布団などの全ての火源の確認後に鎮火を判断することとしているところから、複数棟に及ぶ建物火災、大規模な建物火災、また大量な収容物がある場合は鎮火の確認に時間を要する場合がございますので、このようなものも要因の一つと思っております。

以上でございます。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 御答弁申し上げます。

消火困難地域における活動態勢を今後どのように考えていくかということでございます。

当消防組合管内の消火活動が困難な狭隘区域の消防戦術につきましては、管轄するそれぞれの消防署の警防計画によることとして、各消防署において、現在、策定しております。

具体的な消火活動につきましては、小型ポンプ車を先行させ、現場に直近させる戦術としておりますが、火災現場の直近まで進入できない今回の久保町の火災のような場所につきましては、各消防車両に長さ二十メートルのホースを十五本以上積載しておりますので、ホースカー等を使用し、約三百メートルの範囲を人力によって消火活動が可能な状況としております。また、そのような災害現場に対応するために、各署所においては常日頃からそういった訓練を重ねている状況でございます。

なお、現在、通常建物火災に有効な消火薬剤を積載しておりますキャブス仕様の小型車両の配備を計画的に進めている状況でございます。消火困難地域における消防力の強化に今後努めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 三回目、登壇しようとは思わなかったのですが、基本的な火災連絡のあり方について、書式もきちつと変更していくべきだと思っております。今後、誤った場合は訂正しますという言葉聞きましていただいても、そういう書式で訂正して、この間、ずっとそういうふうにも私も受け取ってきたかなと、よく見れば違っていた部分もあったと思うのです。大変重要なことが、今まで誤った情報がずっとそのままになって、訂正されないまま私どもに届いたということだと思っております。

これ以上私も申し上げませんが、火災の混乱ということからなかなか正確な第一報というのは難しいけれども、最終的な鎮火が確認された段階では、もうそれはきちつと報告できるわけですから、今後はきちつとそういう書式を整えていただいて、正確な情報を送信していただくように申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○三上喜久蔵議長 以上をもって通告者の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

△閉 会

平成二十六年川越地区消防組合議会第四回定例会

○三上喜久蔵議長 以上をもって川越地区消防組合議会第四回定例会の議事全部を終
りました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時三分 閉会

日程第一〇

同 意
一般質問について
議員一人が一般質問を行った。

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の
報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五

監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六

議案第一一号

平成二十五年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決
算認定について

認 定

日程第七

議案第二二号

川越地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める
条例を定めることについて

原案可決

日程第八

議案第二三号

消防デジタル無線機器の取得について

原案可決

日程第九

同意第一号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについ